

令和 8 年 4 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

令和 8 年 4 月 1 日以降適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価等」という）を令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事及び業務に適用できることとしたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 建設工事における取扱い

(1) 措置の内容

新労務単価等の決定に伴い、対象工事の受注者は、「工事請負契約約款」第 58 条の定めに基づき、令和 8 年 3 月 31 日以前適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価等」という）による積算に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更について協議することができる。

(2) 対象工事

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事（令和 8 年 2 月 28 日以前に公告または指名通知した工事を含む）のうち、旧労務単価等を適用して積算している工事

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新工}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新工}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新工}}$  : 新労務単価等により積算された変更官積算工事価格

$k$  : 当初契約の落札率

2 建設関連業務等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む）における取扱い

(1) 措置の内容

新労務単価等の決定に伴い、対象業務の受注者は、「建設関連業務委託契約約款」第 58 条の定め等に基づき、旧労務単価等に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための業務委託料の変更について協議することができる。

(2) 対象業務

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結した業務（令和 8 年 2 月 28 日以前に公告または指名通知する業務を含む）のうち、旧労務単価等を適用して積算している業務

(3) 契約締結後の取扱い

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新委}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新委}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新委}}$  : 新労務単価等により算出した変更官積算業務価格

$k$  : 当初契約の落札率

### 3 具体的な運用方法

#### (1) 通知方法

新労務単価等に基づく変更協議について、工事打合簿及び業務打合簿により発注者から受注者に通知する。

#### (2) 協議期限

発注者から受注者へ通知した日から14日以内とする。

【担当】 県土整備部 整備企画課 技術管理グループ

TEL : 017-734-9645

Mail : seibikikaku@pref.aomori.lg.jp